

募 集 要 項

国の庁舎の一部において、行政財産の使用許可（有償）を受けて、自動販売機等を設置する事業者を次のとおり募集します。

1 設置施設

宮城県名取市愛島郷二丁目 1 - 2 5

宮城県警察学校

2 募集物件及び募集者数

(1) 自動販売機 2 台 1 者

(2) 公衆電話機 4 台 1 者

3 設置期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

ただし、必要に応じ、上記の始期から 5 年を超えない範囲内で更新することができます。

4 設置条件

(1) 使用許可

国有財産法（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく使用許可を受けて、設置運営すること。

(2) 行政財産使用料

行政財産使用料は、設置事業者から申込みのあった提案使用料とし、歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入すること。

なお、行政財産使用料は、消費税率及び地方消費税率に変更があった場合、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、改定するものとします。

(3) 費用負担

自動販売機等の設置、維持管理等に必要な一切の費用は、設置事業者が負担すること。

5 応募資格

(1) 宮城県内に本社、本店、営業所等を有している法人又は宮城県内に居住する個人であること。

(2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等を受けていること。

(3) 健全な経営状況と認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(6) 国税及び地方税を完納していること。

(7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的

に關与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは關与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

6 公募説明書(応募要領)の交付

(1) 交付期間

平成30年11月20日(火)から平成30年12月4日(火)まで
(平日午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部総務部装備施設課管財係(警察本部庁舎4階)

7 応募申込の受付

(1) 受付期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月18日(火)まで
(平日午前9時から午後5時まで)

(2) 受付場所

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部総務部装備施設課管財係(警察本部庁舎4階)

(3) 申込方法

応募書類を受付場所に持参してください。 ※ 郵送等による申込みは受け付けません。

8 問合せ先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部総務部装備施設課管財係
電話番号022-221-7171(代表) (内線)2282